

モバイルビジネス活性化プラン

平成19年9月21日
総務省

ブロードバンド化や IP 化が急速に進展する中、モバイルビジネス市場において多様なビジネスモデルの登場を促す「オープン型モバイルビジネス環境」を整備し、モバイルビジネス市場の一層の活性化を実現することにより利用者利益の向上等を図る観点から、「モバイルビジネス研究会」報告書(2007年9月)を踏まえ、2011年を目標年限として実施する施策について、「モバイルビジネス活性化プラン」として取りまとめた。

なお、本活性化プランは「新競争促進プログラム2010」(平成18年9月)の一部を構成するものとして位置付けられる。

1. 本活性化プランの目的

本活性化プランは、モバイルビジネス市場において、現行ビジネスモデルに加え、(a)ネットワークの別を問わず、端末を接続して利用できる環境、(b)端末に自由にアプリケーション等を搭載して、利用者が希望するサービスを自由に選択できる環境、(c)端末・通信サービス・コンテンツ等のそれぞれの価格・料金が利用者に分かりやすく提示されている環境が実現する「オープン型モバイルビジネス環境」を通じて、モバイルビジネス市場全体の活性化を図ることを目的とする。

2. 具体的施策

(1) モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し

(a) 新料金プランの導入に向けた検討促進

端末価格と通信料金が一体となっている現行の販売モデルについて、2008年度を目途に、端末価格と通信料金が利用者からみて明確に区分された新料金プラン

ン(利用期間付契約を含む。)を部分導入すべく所要の環境整備を図ることとし、各事業者に対して速やかに政策方針を示し、各事業者における取組を促すとともに、各事業者の動向を注視する。

また、新料金プランの導入に係る各事業者の取組や、当該プランの導入が関係各方面に及ぼす影響等について引き続き検証を行い、遅くとも2010年を目途に新料金プランに係る総合的な評価を行い、新料金プランの本格導入に向けた結論を得る。

なお、上記の検証に際しては、ポイントサービスが新料金プランの趣旨を没却するものでないかどうか等についても留意する。

(b) 販売奨励金に係る会計整理の明確化

現行の販売奨励金は、端末販売の促進を目的とする端末販売奨励金と通信サービス契約の締結・維持を目的とする通信販売奨励金の2つに大別されるが、両者を電気通信事業会計において分計することとし、所要の電気通信事業会計規則(昭和60年郵政省令第26号。以下「会計規則」という。)の見直しについて2007年度中を目途に実施し、2008年度から施行する。

なお、端末販売奨励金と通信販売奨励金の分計について各事業者間の統一的な運用を確保するため、会計規則の改正に併せて、当該分計に関する運用指針を策定・公表する。その際、接続料及び卸電気通信役務の原価から端末販売奨励金を除くこととする。

また、上記改正後の会計規則に基づく会計実績を踏まえ、接続料及び卸電気通信役務の料金の適正性等について、定期的に検証を行う。

(c) 消費者に対する説明事項の見直し

新料金プランの導入に伴う消費者の理解を促す観点から、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第26条(提供条件の説明)の趣旨を踏まえ、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」(2004年3月、最近改正2006年1月)について、上記(a)に併せて所要の見直しを行う。

(d) SIM ロック解除に向けた検討

SIM ロックについては原則解除する方向で検討を進める。具体的には、今後のBWA(Broadband Wireless Access)の進展や端末市場の動向を踏まえつつ、3. 9Gや4Gを中心にSIM ロック解除を法制的に担保することについて、2010年の時点

で最終的に結論を得る。

(2) MVNO (Mobile Virtual Network Operator) の新規参入の促進

(a) MVNO 事業化ガイドラインの再見直し

「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(いわゆる「MVNO 事業化ガイドライン」)(2002年6月、2007年2月改正)について、MNO (Mobile Network Operator) コンタクトポイントの明確化、MNOによる事業計画の聴取範囲の明確化、MNOとMVNOとの間における事業者間接続等に関する法制上の解釈の具体化等を図る観点から、2007年度中にその見直しを実施する。

(b) MNO の卸電気通信役務に関する標準プランの策定

MVNO が事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信役務の提供条件等について、MVNO の新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、MNO が卸電気通信役務に関する標準プラン(標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件)を策定する等の情報開示を行うことについて、各事業者に対して検討を促すとともに、各事業者の動向を注視する。

(c) 新規システムに係る周波数の割当時ににおける MVNO への配慮

今後、新規システムに係る周波数の割当てを行う場合、当該周波数の有効利用を図る観点から、原則としてMVNOによる無線設備の利用促進のための計画を策定する方向で検討を行う。

(d) 行政における担当窓口の明確化

MVNO 参入希望者等からの照会等に一元的に対応するため、速やかに総合通信基盤局内に担当窓口を設け、関係各課の連携強化を図る。また、総務省ホームページにおいて MVNO 関連情報を統合的に提供するため、2007年中に所要の措置を講じる。

(3) モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進

(a) プラットフォームの連携強化に向けた検討

固定通信・移動通信の別を問わず、認証・課金、QoS 制御、デジタル著作権管理等のプラットフォーム機能の連携を図り、新事業の創出を促進する観点から、ユーザーID、位置情報、プッシュ型配信機能を含むプラットフォーム機能の利活用等について、2007年度中を目途に検討を開始する。その際、携帯端末の API (Application Programming Interface) のオープン性の確保の在り方についても併せて検討する。

また、プラットフォーム関連市場の実態等を把握するため、「電気通信事業分野における競争状況の評価2007」の戦略的評価として、プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響を分析し、その結果を2007年中に中間公表するとともに、2008年6月を目途に分析結果を取りまとめる。

なお、ID ポータビリティ技術に関する研究開発・標準化等については、「新世代ネットワーク基盤技術に関する研究開発」(2008年度予算要求)の一環として推進する。

(b) 端末プラットフォームの共通化の促進

携帯端末のプラットフォーム技術の共通化や3. 9G 及び4G 等の次世代移動通信システム技術の試験・実験のための共通基盤については「次世代移動通信システムの研究開発」(2008年度予算要求)の一環として具体化を図る。

また、携帯端末を含む多様な通信端末の相互接続検証のためのテストベッドを整備するため、「次世代 IP ネットワーク推進フォーラム」において当該テストベッドが具備すべき要件等について検討を行い、2008年夏を目途に結論を得る。

さらに、IP 化に対応して急速に多様化する通信端末の技術基準について、必要に応じて、2008年中に制度整備を行うとともに、通信端末の認証制度の運用については、技術基準の検討を踏まえ、2008年中に一定の結論を得る。

(c) 消費者保護策の在り方に関する多角的検討

サービスの多様化等に対応した消費者保護策の拡充を図る観点から、料金比較手法に係る認定制度の導入、消費者の苦情等に係る体系的な整理・情報提供の仕組みや ADR (Alternative Dispute Resolution) の構築、携帯端末に係る販売代理店等の販売員の資質向上を図るための資格認定制度の検討その他の消費者保護策の在り方に関する多角的検討を2007年度中に開始し、2008年中を目途に結論を得る。

また、携帯端末を含む通信端末に係る消費者保護の観点から、端末及びサービスの機能保証に関する責任分担モデルの策定や紛争解決の在り方等について、「次世代 IP ネットワーク推進フォーラム」において検討を行い、2008年夏を目途に結論を得る。

(d) ユビキタス特区の創設

「ICT 改革促進プログラム」(2007年4月)及び「ICT 国際競争力強化プログラム」(同年5月)に基づき、2008年1月を目途にユビキタス特区を創設し、固定通信、移動通信、コンテンツ、アプリケーションが融合・連携したサービスの開発、実証実験等を実施する。

(e) モバイルアクセス網の多様化の推進

5GHz帯の高速無線 LAN(802. 11n方式)や2. 5GHz帯の広帯域移動無線アクセスシステムの導入、地上アナログテレビジョン放送の終了後の空き周波数の有効利用、及びこれに関連する700MHz/900MHz帯の周波数利用等、新しい周波数割当によるモバイルアクセスの多様化について、技術間競争の促進を念頭に置きつつ取り組む。

また、フェムトセルの導入に係る法制上の取扱いについて、2007年度末を目途に一定の結論を得る。

(f) 通信・放送の総合的法体系の検討

モバイルビジネスを含む通信・放送の融合・連携を促進し、新事業の創出を促す観点から、通信・放送の法体系の見直しについて、「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」における検討結果について2007年中を目途に取りまとめる。

3. 本活性化プランのフォローアップ

本活性化プランについては、学識経験者等で構成する「モバイルビジネス活性化プラン評価会議」(以下「評価会議」という。)を定期的開催し、その進捗状況等について検証する。

また、モバイルビジネスを取り巻く市場環境が急速に変化していることにかんがみ、

市場実勢に則した施策展開を確保する観点から、本活性化プランについては評価会議の審議を経て、原則として毎年1回見直しを行うこととする。

なお、当該見直しについては、本活性化プランが「新競争促進プログラム2010」の一部を構成するものであることにかんがみ、同プログラムの見直し(リボルビング)に反映させる。また、同プログラムの進捗状況に係る報告書(プログレスレポート)において、本活性化プランに係る進捗状況も併せて取りまとめの上、公表する。